

パロディの製造〈工場〉

——森鷗外「里芋の芽と不動の目」論——

坂 崎 恭 平

はじめに

森鷗外「里芋の芽と不動の目」〔スバル〕第二年第二号、明治四三・二は、「東京化学製造所」の所長を務める理学博士・増田翼^{たすく}を主人公とし、その製造所の「創立第二十五年」を記念する宴会の場で、彼が自身の半生を振り返りつつ、その経営理念を滔々と語る、という筋を持つ短篇小説である。主人公が工場の所長であるという設定をもつゆえか、本作は、同時期において、成立に向けて各界で論議が進められていた工場法（明治四四年公布、大正五年施行）について、鷗外が内務省中央衛生会という組織の一員として同法案にコミットしていた、という伝記的な事実と結びつけて読まれてきた。例えば竹盛天雄は、「増田の「己は己の意志でやる」という姿勢は「深夜業禁止条項をめぐって右顧左眄した農商務省の尻を叩いて、

（略）修正意見を出した中央衛生会の姿勢にも通う点があるように思われ」る、としたうえで、増田のそうした姿勢は、「工場主としての自律にかかわるものとして語られて」おり、「作品の動機解釈において、あまりに安直な割り切り方をすることは排さなければならぬ」が、「しかし、『里芋の芽と不動の目』の話柄と展開のしかたを考えてみると、この作品は、折柄工場法案の成立をめぐって議会の内外で攻防が行われている社会情勢を睨みつつ、その前景の方で何食わぬ顔をして、しかし、基本的な心構えについて触れているもののように思われる」^①、と述べる。

また瀧本和成は、日記の記述から、鷗外が「衛生学の専門家として、工場法案の不備を指摘したという見方ができる」と推測したうえで、そうした「鷗外の態度は、増田博士の自身の「性質や技量や境遇」に応じて自分の出来る範囲において精一杯成し遂げようとす

る考え方に重なっていく」ものであり、増田の「里芋を選び分けるやうな」生き方」に「当時の鷗外の工場法案問題での処し方と通底」^②するものがある、と論じている。

このように、本作の叙述と、工場法、あるいは鷗外が工場法案に関わっていたという伝記的な事実は、「心構え」や「生き方」といった、やや抽象的なかたちで接続されてきた。そうした伝記的な事実を一旦脇に置き、本作と工場法との関係をより直截的に述べれば、それは大塚美保が指摘するように、増田と「彼の工場が抱えてきた」「盛に新聞で攻撃せられ」る問題とは、工場法が取り扱う労働時間や雇用年齢の制限等ではなく、「職工にどれ丈のものを与へるか」という「賃銀問題」である^③、と言えるだろう。

確かに、作品の主題（＝「賃銀問題」）と、工場法の主眼（＝「労働時間や雇用年齢の制限等」）は、そもそも異なるものである。先に挙げた緒論がやや抽象的なかたちでの接続を試みているのは、そうした点に起因しているのかもしれない。ともあれ、具体的な言説の検討を経ることなく、両者の関係の有無を言い切ることは出来ないただろう。そうした問題意識のもと以下では、工場法をめぐる言説を改めて参照しつつ、それらとの接点という観点から、本作の読み直しを図りたい。まずは、工場法の概観を兼ねて、鷗外が属した内務省中央衛生会の意見を確認する。しかる後に、工場法をめぐる諸

言説へと、検討の領域を拡大していくこととする。

一、内務省中央衛生会の意見

日本において工場法の制定が議論されはじめたのは、明治一四年頃のことであり、当初それは「職工条例」と呼ばれていた。のち約三〇年間にわたって議論が重ねられ、明治四四年に可決・公布されることとなる。しかしその後も不景気や工場主の反対などにより施行が遅れ、実際に施行されたのは第一次大戦による好景気に沸く大正五年のことであった。工場労働者の就業時間や雇用年齢、衛生面や危険な作業に対する制限などを規定した。先に触れた通り、作中で取り沙汰される賃金に関する規定はない^④。

竹盛によれば、鷗外が属した内務省中央衛生会は、四二年に農商務省が作成した法案を諮問する機関として「きわめて重要な役割を果たし」、「諮問案に対して、最も注目すべき重要な修正答申をなした」。その答申とは「法律施行後五年ヲ期シテ十六歳未満ノ者及女子ノ夜間就業ヲ禁スル規定ヲ設クルコト」というものであった^⑤。

なお補足すれば、修正意見は他にもあった。ある経済誌には「中央衛生会意見」として、例えば以下のように紹介されている。

- 一、第二条ノ「十二歳以上」ヲ「十三歳以上」ニ修正
- 一、第四条第二項削除

一、第十二条「衛生上」ノ次ニ「公益上」ノ三字ヲ加フ

一、第十三条「周旋」ノ次ニ「待遇」ノ二字ヲ加フ^⑦

以下が元の条項案である（傍線部は修正を指摘された箇所）。

第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲ工場ニ於テ使用スルコトヲ

得ス、但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ使用ス

ルコトハ此ノ限ニ在ラズノ行政官庁ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ノ使用ヲ許可スルコト

ヲ得

第四条 工業主ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除クノ外十四

歳以上十六歳未満ノ者及女子ヲ午後十時ヨリ午前五時

ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ズ

〔第一項省略〕

二、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ就業セシムルモノノ前項

第二号ノ場合ニ於ケル就業時間、休憩時間交替及休暇

ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ定ム

第二十一条 行政官庁ハ命令ノ規定アル場合ニ於テハ工場及附属

建築物竝設備ニ付危害予防上又ハ衛生上必要ト認め

ル事項ヲ工業主ニ命ジ必要ト認めルルトキハ其ノ全部

又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得ノ前項ノ処分ニ

不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ

侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十三条 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締ニ関スル規定ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム^⑧

まとめると、工場法案に対する中央衛生会の修正意見とは以下のようなものであった。

①未成年の職工の雇用年齢を引き上げる。

②一四歳以上一六歳未満の者及び女子の深夜労働を、二交替制を含め禁止とする。

③公益上やむを得ぬ場合、行政の命令で工場の操業を停止することができ。

④職工の待遇について、規定を設けて命令を下す。

要は、中央衛生会は、案をより厳格にする意見を出した、と言うことができる。

以上を確認すると、先行論で指摘されてきたように、やはり単純に法案の条文やそれへの修正意見と、作品とを直接的に結びつけることは出来ない（「待遇」という語は一般的な意味では賃金の多寡を含むが、ここでは文脈上、唐突に賃金の問題が挿入されるとは考えづらい）。工場法と本作の叙述との接点を探るためには、中央衛生会という体制側ばかりに視線を向けるのではなく、それに反対し

た資本家側の立場について触れた言説を追う必要があるだろう。引き続き、そこから接点の糸口を探りたい。

二、資本家の美談^{ストリ}

中央衛生会が法案をより厳格なものへとするよう修正意見を出したように、工場法は資本家への規制を意味していた。よってそれは当然ながら、資本家や工場主たちの猛反対に遭うこととなる。彼らの言い分やそれへの反論とは、例えば以下のようなものであった。

工場法ニ反対スルモノハ曰ク工場法規定ノ内容ハ多クハ労働条件ニ関スルモノナルカ抑モ此労働条件ナルモノハ当事者ノ自由意志ニヨリテ定ムヘキモノニシテ契約自由ノ原則ヲ採ル邦国ニ於テ国家カ法力ヲ以テ此間ニ干渉スルカ如キハ其当ヲ得サルモノナルノミナラス之ヲ自由ニ放任スルモ条件ニ就テ意志ノ合致ナケレハ雇傭契約ハ成立セサルヘケレハ自ラ中和ヲ保チ得ヘシト然レトモ労働契約ハ普通ノ契約ト其性質ヲ異ニシ双方当事者間ニ強者弱者ノ関係アリテ弱者タル労働者ハ強者タル資本家ニ向テ忌憚ナク自由意志ヲ遂行スルカ如キハ實際ニ行ハレサルモノアルノミナラス契約ノ性質タル人身ノ健康ニ直接ノ関係ヲ有シ若シ弱者ニシテ涙ヲ吞ンテ強者ノ抑圧ニ忍ブカ如キコトアラシカ延イテハ国民ノ健康国家ノ成立ニモ累を及ホスニ至ルナキ

パロディの製造（工場）

ヲ保スヘカラサルモノナリ果シテ然ラハ国家カ其固有ノ公権ヲ利用シテ其間ニ干渉スルハ誠ニ至当ノ処置ト言ハサルヘカラス「労働条件」についての「当事者」間の「自由意志」や「契約自由ノ原則」を主張する資本家たちに対して、「強者タル資本家」に従属する「弱者タル労働者」の権利を担保するために、工場法が立案される。こうした規制に対して、工場法に断固反対する資本家たちは、極めて早い段階から、ある美談めいた物言いでもって、反論を繰り返していた。

元来工場主は兎角法律を以て検束を受けることを嫌ふ、是れ工場条例に対して常に反対ある所以なり、彼等は曰く、日本工業近年の発達は、労働の制限なく、幼者も婦女も昼夜任意に使役し得らるゝ、に由る者多し、今や雇傭者被雇傭者間、古来主従の美風を存し、相愛し相扶けて一家族の如く働らく、然るを外国法律直訳の新法を設け、旧来の美風を打破せんとするは、抑も何の無謀ぞやと^⑩

工場法という「外国法律直訳の新法」は、「古来主従の美風」を残しながら、「相愛し相扶けて一家族の如く働らく」われわれの工場の、「旧来の美風を打破」するものだ——同様の言説は、時期を下つても反復される。

此日本に存するところの旧来の美風、是は封建の余弊でない封

建の恩沢である所の主従の關係——使はれる者と使ふ者との間に存する相敬愛するの觀念即ち上は下を憐れみ下は上を敬ふと云ふ此美風を此努力と資本とを調和するに加味する問題は大きい趣味ある問題ではないかと信ずる。^①

「上は下を憐れみ下は上を敬ふ」「相敬愛するの觀念」、「旧來の美風」といった言辭は、『職工事情』^②（明治三六）を持ち出すまでもなく、工場労働の現場の実態を表したものであるとは言えない。工場法という「外国法律直訳の新法」を斥け、「古來主従の美風」を主張する資本家たち。ここには端的な顛倒がある。もし世の多くの工場が本当に「上は下を憐れみ下は上を敬ふ」「相敬愛するの觀念」といったものを持つていれば、労働問題が世上に出来することはなく、そもそも工場法を制定しようなどという議論が持ち上がるはずがない。工場法は然るべき労働問題を解決するために西洋から移入・立案されたものであり、資本家の言辭は、工場法を成立させないための単なる建前にすぎない、と解釈せざるを得ない。この美談めいた言辭の裏にひそむ本音が「利潤の追求」であり、職工の苛酷な労働がそれを成立させていたことは言うまでもない。

資本家の欺瞞めいた物言いと、そこに見える顛倒。先取りして言へば、工場法をめぐる言説において散見される如上の現象は、増田の経営理念や過去をめぐる語り、ひいては本作の構造において、あ

る種の反復がなされている。ある種と言ったのは、彼の形象が、いわゆる「私腹を肥やす」といった、一種の典型的な資本家像といったものではなく、ある面においてそれを滑稽な模倣としてパロディ化したものとしてなされている、という意味においてである。このパロディ^③という観点から、工場法との再接続、そして作品の新たな読解を試みたい。

三、利他的精神とアイロニー

従来論じられてきたように、増田は本当に利他的な人間なのだろうか。彼が利他的だと言われるゆえんは、例えば以下のような語りにある。

己には己の為事がある。己なんぞは会社の為事をして給料を貰つておろやあ好いのだ。為事は一つありやあ好いのだ。思付なんぞはいくらでもあるから、片つ端から人にくれて遣る。それを一つ掴まえて為事にする奴が成功するのだ。中には己の思付で己より沢山金をこしらへるものもある。金が何だ。金くらゐ詰まらないものが、世の中にありやあしねえ。

彼はまたこうも言う。

金が何だ。会社は事業をするために金がある。己はいらねえ。己達夫婦が飯を食つて、餓鬼共の学校へ行く錢が出せれば好い。

金を溜めるようなしみつたれは江戸子ぢやあねえ。

「宵越しの銭は持たない」といった「江戸子」の典型を体現する増田のこうした言辞について、竹盛は、「利他、利己という鵬外が『明治三十年代』から追究してきた倫理的文脈で言えば、利他的であると言わねばならない」、「職工の多数の意志に対抗する工場主の一人の意志」の必要を主張すると言えば、いかにも独善的な利己追求のように聞こえるが、それとても、「機関を運動させて行く」主体としての自覚にもとづいたものであり、結果的には利他的に作用する自律の追究として理解される¹⁴、と肯定的に解釈する。こうした見立てを引き継いだ瀧本もまた、「増田の（略）金銭感覚は、私利私欲に走らない経営者の一つの在り方を示している¹⁵」とし、また大塚は「工場主である増田博士は、社会主義側が描き出す「狡智」にして「貪慾」な資本家（幸徳秋水『社会主義神髓』による）という経営者像から最も遠い人物（略）である¹⁶」としている。しかし、宴会という場での増田のこうした言辞を額面通りに受け取り、彼が私腹を肥やす資本家の対極に位置していると、安直に言い切つてよいのだろうか。

原貴子は増田について、「金儲けに走る一般的な資本家とは異なり、蓄財の欲望を抑制した有為の事業家であるが、この両者がともに、賃金問題において職工を抑圧する結果に陥ってしまったているこ

とが、問題なのである」とし、それは「意識・無意識を問わず増田が有してしまっている階層差を肯定する認識であり、物語内である「宴会の内側の世界では、増田は私腹を肥やすことのない成功者としての顔をもつが、宴会の外側の世界に対して増田は、職工を下位の者として区別する顔を見せている」ふしがあり、彼は「認識において階層差を超えることはできて」おらず、「この小説は、階層が有する拘束力の強度を告知しているのである¹⁷」と、卓抜な指摘をしている。確かに、事業の「思付」を「片つ端から人にくれて遣る」、といった増田の利他的な精神は、「台湾の樟脳」や「樺太のテレベン油」といった、日清・日露で得た領土でひと山当てよう、という資本家のコロンナアルな欲望の渦の圏内に留まっており、作中の宴会場で「講談」にかけられる「塩原多助一代記」のような美談とは程遠い。もつと言えば、「職工の賃金問題」で「盛に新聞で攻撃せら」れた増田を囲む宴会で「一代記」がかけられる、という叙述は、それ自身がすでに十分にアイロニカルなものではないだろうか。作品の叙述は、「階層が有する拘束力の強度を告知」すると同時に、増田を皮肉り、彼を道化たらしめるようなフックを忍ばせてもいる、と言えるだろう。そうしたフックは、彼自身による「江戸子」をめぐる過去語りにも忍び込んでいる。

四、ルーツ、あるいはパロディとしての「江戸子」

従来取り上げられてこなかったが、増田が自身のアイデンティティである「江戸子」^⑧のルーツについて語る場面は、彼の人物造型とその意味を考える上で、極めて重要な箇所であると思われる。宴会の場での、「抜け上がつた額の下に光つてゐる白目勝の目は頗る剛い」が、「皺を寄せて笑つてゐる処がひどく優しい」増田の表情。

「この矛盾が博士の顔に一種の滑稽を生ずる」。「剛」くも「優しい」表情という、増田が見せる「滑稽」な「矛盾」。それは彼のアイデンティティである「江戸子」をめぐる幼少期についての語りに、そのルーツが認められる。

「金を溜めるようなしみつたれは江戸子ぢやあねえ」——口火を切った増田のこの放言に、「一体君は本当の江戸子かい」と「理科の教授」の石栗が問う。それに対し増田は、「知れた事さ。江戸子のちやさちやきだ」と言い放つ。宵越しの銭を持たない・「ちやさちやき」といった、まさに典型的な江戸っ子のデイスクールを振りかざす増田は、酒に酔つて雄弁に自身のルーツを語り起す。彼が語るのは、かつて幕末の動乱の際、自身と母が「上野の戦争」の戦火から逃れるため秩父に疎開した、という経験についてである。増田はそんな自身を「落人」と表しつつも、秩父の縁故の者たちは

「己の事を江戸の坊様と云つてゐた」と、秩父の者たちを暗に下に
見ている。「なんでも江戸の坊様に御馳走をしなくちやあならない
といふので、蕎麦に鳩を入れて食はしてくれなつたけ」。「そのうちに
世間が段々静かになつて来」て、「百姓の内でも段々厭きて来やが
つて、もう江戸の坊様を大事にしなくなつた。鳩南蛮なんぞは食は
しやあしねえ」。

彼は威勢よく続ける。

或日の事、かますといふものに入れた里芋を出しやがつて餓鬼
共にむしらせてみやがるのだ。餓鬼は大勢あつたのだ。むしつて
芽の所を出して見て、芽の闕けた奴は食ふ方へ入れる。芽の満
足である奴は植ゑる方へ入れるのだ。己が立つて見てみると、
江戸の坊様も手伝つてお遣なさいと抜かしやあがる。大ぶ江戸
の坊様を安く踏むやうになりやあがつたんだな。かうなつちや
あ為方がねえ。己もそこへ胡座を搔いて里芋の選分を遣つ附け
た。ところが己はちびでも江戸子だ。こんな事は朝飯前だ。外
の餓鬼が箆に一ぱい遣るうちに、己は二はい遣るのだ。百姓奴
びつくりしやあがつた。そして言草が好いや。里芋の選分は江
戸の坊様に限ると抜かしやあがる。

疎開した当初、秩父の者たちは増田のことを「江戸の坊様」と敬
つた。しかしやがて土地の者たちは増田に「段々厭きて来」て、彼

のことを「大事にしなくなつた」。「江戸の坊様」という自身のアイデンティティに威信を失つた増田は、「外の餓鬼」の倍の速度で里芋を選び分ける。そんな彼を見た周囲の者に「里芋の選分は江戸の坊様に限る」と持ち上げられたことに對して、「言草が好いや」と皮肉を交えつつも、幼き増田は内心で自身の失われた威信の回復を安堵していたのではないだろうか。要するに、増田のなかでは「江戸子」は秩父の者たちよりも上位に位置しているのである¹⁹。

この挿話の体験をルーツに持つ増田の「江戸子」氣質を考えるに際して注目すべきなのは、事業の「思付」を「片つ端から人にくれて遣る」ような気前の良さといった、彼の言葉の表面ではなく、江戸／秩父的な序列意識といった、裏面の方ではないだろうか。なぜなら、増田のこうした自己本位的な序列意識こそが、「己は己の意志で遣る」といったワンマン経営の根なのであり、それは引いては作品冒頭部にある、「賃銀問題」による攻撃が起きた原因だったのではないかと考えられるからだ。彼の「江戸子」氣質には、これまで言われてきたような、氣風の良さ²⁰といったポジティブな側面の一方で、「江戸」至上主義とでも言うべきネガティブな側面が、同時に存在している。彼の「江戸子」というアイデンティティは、（資本家間に限定されたものであるとは言え）利他的精神のルーツであると同時に、「江戸子」が常に上位に来るといふ、序列意識の

ルーツでもある（その意味においてやはり、先に見た原論は、「江戸子」をめぐる叙述に觸れてこそいないが、真に正鵠を射た見立てであるとと言えるだろう）。両者は表裏一体であり、彼のなかでは互いに矛盾してはいない。だがそれは、「目は頗る剛い」が、「皺を寄せて笑つてゐる処がひどく優しい」というように、「滑稽」な「矛盾」として彼の表情にあらわれている。仲間内での氣風の良さという「優し」さの陰に、「江戸子」である自身がヒエラルキーの頂点であると暗に語る「剛い眼光を宿す増田。彼のそうした序列意識は、かつて「百姓の内でも段々厭きて来やがつて、もう江戸の坊様を大事にしなくなつた」ように、現在において「賃銀問題」について「新聞」から「攻撃」され、自身のワンマン経営の理念が否定されることによつて、揺らぎが生じ始める。そしてその揺らぎの後に、そうした綻びを繕うかのように、彼の威勢のよい言動は始まるのである。

かつて、「外の餓鬼」の倍の速度で里芋を選び分けることによつて「江戸の坊様」としての威信を取り戻したように、「賃銀は上げて遣れば好い」という「工場主の一人の意志」の表明により、増田は製造所の秩序と、ひいては製造所長としての自身のプライドを取り戻そうとする。「工場主の一人の意志」は「工場を立て、行く」＝「機関を運転させて行く」ために必要だと増田（と同一化した語り

手」は語るが、それが必要な真の理由は、実は自身の損なわれた「江戸子」の矜持^{レトリック}の序列意識を回復させるためなのである。

工場法に戻ろう。法案に反対する資本家たちは、「上は下を憐れみ下は上を敬ふ」「相敬愛するの観念」といった建前めいたレトリックを事後的に持ち出しており、そこに顛倒があることは、先に見た通りである。この現象を本作に引きつければ、「工場主の一人の意志」が通じず「賃銀問題」を起^こして、ま^つつた増田とその製造所には、「上は下を憐れみ下は上を敬ふ」「相敬愛するの観念」が欠如していることは言うまでもない。「社会問題にいくら高尚な理論があつても、いくら緻密な研究があつても、己は己の意志で遣る」という増田は——作中で直接明言されるわけではないが——工場法といった国家の横槍を素直に受け容れるとは、到底思えない。その点において彼は、工場法に反対する資本家たちに通じている。さらに言えば、資本家たちが事後的に美談めいた文句を持ち出してきたように、「賃銀は上げて遣れば好い」という増田の文句もまた、「新聞」に「攻撃」された後になされる、事後的なものなのである。そうである以上、増田の利他的精神とでもいうべきものは、いくらから割り引いて考えなければならぬだろう。工場法に反対する資本家の言い分に顛倒が含まれているように、増田のなかに真に利他的精神があるとするれば、そもそも「賃銀問題」など起きるはずもないの

だから、ここにもまた同種の顛倒がある。事後的な美辞に生じるこうした顛倒を、本作は構造的に反復していると言えるだろう。

また、仲間内に対する利他的精神を「無邪気」に語りつつも、その裏に序列意識を潜ませるという「江戸子」としての増田の二つの顔は、建前としてそうした美談めいた「観念」を説きながら、一方で工場法という国家的介入による利潤の低下を危惧するという本音を隠し持つ、工場法の成立に反対する資本家の二枚舌に通じている。職工という他者に「優し」くあれ、と説きつつ、行動としては彼ら職工に対して「剛」い眼を光らせている、増田や世の資本家たち。

工場法に反対する資本家たちは、まだしも己の本音と建前の別を自覚していると思われるが、増田は自身の二面性に対して、極めて曖昧かつ渾然一体としたものとして捉えているふしがある。彼は自身が建前と本音を使い分けていることに、十分に自覚的なわけではない。他者から見た「矛盾」が十分に内面化されていない彼の牧歌的な「江戸子」気質は、そうした資本家の、まさに「滑稽」な模倣として立ち上がる。

増田が世の資本家たちのパロディであるゆえんは、作中の「滑稽」という一語もさることながら、前節で見たように、「職工の賃銀問題」で「盛に新聞で攻撃せら」れた増田を囲う場で、美談として知られる「一代記」がかけられている、という皮肉めいた叙述に

もある。そうした叙述が含み込まれた本作はまさに、「批評的距離をもった模倣」(ハッチオン)であるとと言えるだろう。その模倣とは、作家論的に言えば、工場法を推進する側にいた作者・鷗外による、時に都合のよい美辞麗句レトリックを持ち出す資本家への、まさしく諷刺的な意趣返しであった、と言えば言い過ぎだろうか。仲間仲間、増田は、自身こそが笑われうる存在であることなど知る由もなく、上機嫌で宴会場を後にする。

おわりに

以上見てきたように、本作と工場法をめぐる言説には、あるレトリカルなレベルにおいて接点が認められる。鷗外自身がそうした言説に接していた可能性は多分にあると考えられるが、それについては推測の域を出ない。よって本稿では、パロディや諷刺といった方向での読み直しが可能だという指摘に、ひとまずとどめておく。

内務省中央衛生会の一員である森林太郎が表の顔とするならば、本作を書く鷗外は、いわば裏の顔であった。富国強兵のために公人として法制度を整備しようとする一方で、私人、つまり文学者としての社会問題を取り扱う方法を模索していた時期20において、本作はその嚆矢であったと言えるだろう。ただし、そこで取られたパロディ

や諷刺といった方法が、批評的に精度の高いものであるかどうかについては、やや疑問が残る。作家史的に見れば、本作は後の系譜的な諸作品に続く、習作のようなものとして位置づけるべきかもしれない。この後、大逆事件に併せて書かれていく諸作品において、鷗外は如上の方法を洗練、あるいは変形させていき、独自の批評のスタイルを確立していくこととなる。そうした後の展開に鑑みれば、その萌芽が認められる本作は、小品でありながらも、決して看過できる作品ではない。後の「創作的批評」という方法を準備した、という見方をするならば、本作は鷗外の文学史のなかで、一つの重要な転換点であったと言いうことが出来るだろう。

注

- ① 竹盛天雄『鷗外 その紋様』(小沢書店、一九八二・七)、二四九・二五六―二五七頁
- ② 瀧本和成『森鷗外 現代小説の世界』(和泉書院、一九九五・一〇)、七八・八〇―八一頁
- ③ 大塚美保『迷信と大逆——鷗外「蛇」里芋の芽と不動の目』、そして永錫会——『(聖心女子大学論叢)第一一一集、二〇〇八・八』
- ④ 国家が賃金の問題に介入しないことについては、例えば以下のように説明される。

賃金は労働者が其労働の代価として受くる所なれば、其高低は労働者の利害に最も重大なる関係を有し、現時の社会問題発生の一原因

は労働者の所得の少額なるに在るは論を俟たずと雖ども、国家が賃金額の大小に干渉するは、其の効果少きのみならず、種々の弊害を惹起することあり。社会主義の論者の如く、労働の権利、生活の権利を認むるに当りては生産の進歩を阻礙するの欠点あるは、前章既に述べたる所なり」（関一『労働者保護法論』隆文館、明治四三・三三、二九九頁）。

「社会主義の論者」——言うまでもなく彼らは、工場法をめぐる国家・資本家との三つ巴の争いのなかで、労働者のより大きな権利を獲得すべく尽力する——とは異なり、国家は「其の効果少」く、「生産の進歩を阻礙する」であろう賃金問題には干渉しない。富国強兵のためには、長時間労働など、劣悪な労働環境を改善することがまず先決、ということか。

⑤ 日記を確認しておけば、作品発表直前の四二年二月九日に「中央衛生委員会にゆく」「工場法案始て議に上る」とあり、同月一日には「中央衛生会にて工場法案を議す。委員に附託せらる。予委員にせらる」とある。同じく一六日には「午後工場法案の特別委員会に赴き、意見を陳」べ、二七日の「午後六時三十分新橋を發」し、西日本方面への視察出張に赴いている（翌月一六日に帰京。四三年一月一日、「大阪より宮嶋にゆく夜汽車の中に年を迎」へ、「又里芋と不動の目玉一篇を草す」。二四日に原稿を「昂印刷所に送る」。なお『中央衛生会第三十次年報（明治四十二年）』（明治四三・一〇・一五）にも、嶋外の出席と、当会において工場法案を議題としたことが記録されている。

- ⑥ 注①竹盛前掲書、二四九～二五一頁
- ⑦ 「工場法の制定（一）」（『国民経済雑誌』第八卷第二号、明治四三・一二）
- ⑧ 「工場法の制定（一）」（『国民経済雑誌』第八卷第一号、明治四三・一一）
- ⑨ 三段崎景之『工場法釈義』（厳松堂書店、明治四四・一五）、二二～二三

頁

⑩ 「時評 経済界 工場条例の制定」（『太陽』第三卷第一五号、明治三〇・七）

⑪ 社会政策学会編『工場法と労働問題』（同文館、明治四一・四、四二・五、再版）所収の同学会における法学博士・添田寿一の演説（明治四〇年二月二二日）。引用は『社会政策学会史料集成第一卷 工場法と労働問題』（御茶の水書房、一九七七・八）、九六頁、による。

⑫ 同書は当然嶋外も繙読しており、嶋外文庫架蔵本のなかで、例えば「生糸織物職工事情」の巻などには、多数の傍線やチェックマークが附されている。

⑬ 例えばリングダ・ハッチオンは、「パロディとは、皮肉な「文脈横断」と転倒を用いた、差異を持った反復なのであり、それは「批評的距離をもった模倣」だと言う（辻麻子訳『パロディの理論』未来社、一九九三・三、七八・八六頁）。以下、本稿における「パロディ」という語用は、如上のような意味を含むものとする。

⑭ 注①竹盛前掲書、二五四～二五六頁

⑮ 注②瀧本前掲書、六八頁

⑯ 注③大塚前掲論

⑰ 原貴子「森嶋外「里芋の芽と不動の目」論——階層の拘束力」（『嶋外』第九〇号、二〇二二・一）

⑱ 増田が江戸っ子であるという設定は、彼のモチーフとなったと証言されている（森潤三郎『嶋外森林太郎』丸井書店、一九四二・四、一九五頁、陸軍衛生材料廠長であり薬剤監でもあった羽田益吉^{ハネダタカキ}という人物に基づくものであると推測できる（潤三郎の証言及び羽田については竹盛などがすでに指摘している）。羽田については、当時の人名辞典の類には、例えば以下のようにある。

君は陸軍衛生材料廠長なり、旧幕臣羽田岩太郎氏の二男にして、文久二（一八六二）年四月一日を以て、小石川目白台夜寒坂の邸に生る、夙に東京大学医学部に入り、薬学を修め、明治十四年陸軍省に出仕し、薬剤官試補より累進して四十三年十一月陸軍一等薬剤正に任ぜらる。

〔現代人名辞典〕中央通信社、大正元・一一、再版、引用は『明治人名辞典』上巻、日本図書センター、一九八七・一〇、所収の複製版より）

またやや後のものでは、

君は陸軍衛生材料廠長として我が陸軍の衛生に絶大なる功勳を捧げし士なり。資性英邁にして襟度浩洋、廉潔晶々現代稀に見るの人格者たり。旧幕臣羽田岩太郎氏の二男にして文久二年四月東京市小石川目白台夜寒坂の邸に生る。夙に東京大学医学部を卒へて陸軍省十五等出仕官となり、次で薬剤官試補となり累進して陸軍一等薬剤正に任ぜられ次で薬剤官となる。

〔大日本人物名鑑〕ループル社出版部、大正一〇・五）

とある。羽田は陸軍の薬剤官であり、増田のように、二五年間化学工場の所長を務めたなどの経歴はない。だがそれ以外の経歴については、共通点もある。羽田の父・岩太郎は「幕臣」であり、増田の父もまた「幕府の造船所に勤め」、「勝安芳」海舟に仕えた幕臣であった。羽田は増田と同じ「二男」である。「上野の戦争」（慶応四／一八六八年）の時、羽田は六歳程度ということになり、増田の年齢は明示されていないので不明であるが、戦火から逃れる際「門番で米搗をしてゐた爺いが己を負ぶつ」たとあることから、羽田と同世代であると推測できる。羽田は「東京大学医学部に入り、薬学を修め」、増田は「理学博士」であることから、同じく東京大学の、理学部卒であると考えられる。また羽田は、

パロディの製造（工場）

官立ではあるが、薬剤の製造所を設けている。

ベルペリンは胃腸病特效薬として称用せられる、植物塩基にて英国に於ては盛んに製造するも何分高価なる為め一般の使用に適せざるが今回衛生材料廠陸軍三等薬剤正羽田益吉予備薬剤官西畑四郎両氏が簡易なる採集法を発見しオイペリンと命名したりとの事を聞きしかば取敢ず斯界のオーソリチーたる下山薬学博士の説明を求めたる（略）云々と語られたり右西畑氏は羽田薬剤正指導教授の結果に従ひ今回市ヶ谷薬王寺前町に製造所を設け愈オイペリンの製造に着手すべしと云ふ。

（ベルペリン製出（新命名オイペリン））〔東京朝日新聞〕朝刊、明治三九・八・五。

なお、注①原前掲論はこのことに触れ、羽田がベルペリンの製出に関して、「利益に関与する自己の発見を惜しげもなく他人に譲る点は、増田に似ていると思われる」と指摘している。以上をふまえて本稿では、羽田の「資性英邁にして襟度浩洋、廉潔晶々現代稀に見るの人格者」といった人間性を、増田の表の顔として捉えることにしたい。羽田に基づく（と推測される）増田の「江戸子」^①ぶりに、二つの顔が存在している。増田のなかの江戸／秩父といった序列意識には、さらに内なる差異が存在する。彼は自身と亡き「兄き」という、二種類の「江戸子」を並べ、兄をダシにするようなかたちで自身の人生哲学の正しさを誇示する。陸軍戸山学校に入った増田の兄が帰ってきた時、彼は母が拜んでいた「不動様の掛物」を前にして、「ふうん、おつ母さんはこんな物を拜んだのですかと云つて」、「線香の燃えてゐる尖を不動様の目の所に押つ付けて焼き抜」いてしまう。「旧思想の破壊というやうな事に、恐ろしく力瘤を入れ」る「Futurizer」^②狂信者だった増田の兄は、「古くなつたがらくたを取り片附けなけりやあならない時代」、つまり維新の革命という

転換期には、「道具かも知れ」ず、「廻り合せでは大きい為事をしたのかも知れ」なかつた、と増田に怛ばれる。「」なんぞも西洋の学問をした。でも己は不動の目玉は焼かねえ。ぼつぼつ遣つて行くのだ。里芋を選り分けるやうな工合に遣つて行く」、「同じ江戸つ子でも、己は兄きのやうな *Handicraft* とは違ふんだ。どこまでもねちねちへこまずに遣つて行くのも江戸子だよ」——。適者生存とでも言うべき兄弟の命運の分かれ道を語るこの叙述にも、確かな序列意識が刻まれている。なお、増田が亡き兄について語る際に、「あれなんぞが友達だつたのだ」と名が出される田口卯吉（一八五五—一九〇五）は、晩年に「工場法」（『東京経済雑誌』第一一五五号、明治三五・四）などで同法について批判的に言及している。これについては注②瀧本前掲書において、

経営者と労働者のあり方について法律による国家介入を批判するという点で田口卯吉と増田博士との考え方の共通点を見ることができ
るが、同時に、（理論）よりも経営者の人格に重きを置き、あり得
べき経営者をめざす博士とあくまで（理論）優先の経済自由主義の
立場から考える田口卯吉との相違点も指摘できる。そこに田口卯吉
を兄の友達として距離をおいて登場させ描いた作者の彼に対する親
近感とそうでない両面を指摘することができる。（七〇—七一頁）
という指摘がある。

- ⑳ 本作の直後、大逆事件前後の時期に鷗外が書いた一連の批評的な作品は、同時代評において「創作的批評」と称された。詳しくは拙稿「創作的批評」の盲目性——同時代評から読む森鷗外「フラスチエス」——（『鷗外』第一〇〇号、二〇一七・一）を参照されたい。

〔付記〕 本稿は日本近代文学学会秋季大会（於福岡大学、二〇一六年一月）における口頭発表を元としている。会場の内外で多くの方から

貴重な御意見を賜った。記して謝意を申し上げる。資料の引用においては漢字は原則として新字で統一し、ルビ・傍点類は適宜省略した。また年号は同時代のものは和暦、それ以外のは西暦で表記した。鷗外作品の引用は『鷗外全集』（岩波書店、一九七一—七五年）の第二刷（一九八六—九〇年）に拠った。